

綾瀬市小規模工事等受注希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市が発注する小規模な工事、修繕及び委託業務（以下「小規模工事等」という。）の受注希望者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模工事等の範囲)

第2条 小規模工事等の範囲は、綾瀬市契約規則（昭和53年綾瀬町規則第29号）に基づく随意契約のうち、次に掲げる契約の種類及び金額とする。

- (1) 工事 1件当たり50万円以下
- (2) 修繕 1件当たり50万円以下
- (3) 委託 1件当たり30万円以下

(登録の要件)

第3条 小規模工事等受注希望者（以下「受注希望者」という。）として登録できる者は、市内に住所及び事業所を有する個人事業者又は市内に本店がある法人事業者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録を希望する業種について1年以上の業務実績を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に定める欠格事項に該当しない者
- (3) 綾瀬市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規則（昭和55年綾瀬市規則第5号）第7条の規定による入札参加資格者名簿登載者でない者
- (4) 国税、地方税等の滞納がない者
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条5号に掲げる暴力団経営支配法人等にいずれも該当しない者

(登録の対象業種及び種目)

第4条 登録の対象業種及び種目は、別表のとおりとする。

(登録の申請)

第5条 受注希望者の登録を希望する者は、小規模工事等受注希望者登録申請書（第

1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 業務概要書(第2号様式)
- (2) 身分証明書(個人の場合に限る。)又は商業・法人登記簿謄本若しくは登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- (3) 当該申請日前1年分の営業に係る国税及び地方税の納税証明書
- (4) 工事及び委託の受注実績
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の受付期間、受付場所その他必要な事項は、市長がその都度定める。
(名簿への登載等)

第6条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは小規模工事等受注希望者登録名簿(以下「名簿」という。)に登載するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査し登録の適否を決定したときは、速やかにその旨を登録者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、当該登録が認定されたときから市長が指定したときまでとする。

(登録の効果)

第8条 市長は、随意契約により小規模工事等の契約を締結しようとするときは、名簿に登載された者(以下「登録者」という。)の中から選定するものとする。ただし、登録者をもって契約の目的が達成できないと判断されるときは、この限りでない。

(登録事項等の届出)

第9条 登録者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、小規模工事等受注希望者登録変更届(第3号様式)を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称、代表者職氏名、所在地に変更があったとき。
- (2) 許可、資格等の更新又は変更があったとき。
- (3) 希望する登録業種又は種目に変更があったとき。
- (4) 営業を休止又は廃止したとき。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 経営状況が著しく不良となり、契約を締結することが不相当と認められるとき。
- (4) 契約又はその営業に関し、不正又は不誠実な行為等があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、取り消した者を名簿から削除するとともに、速やかにその旨をその者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の綾瀬市小規模工事等受注希望者登録要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

契約の種類	業 種	種 目（ 主 な 例 示 ）
工 事 修 繕	土 木 関 係	側溝、路面、整地
	建 築 関 係	建築物
	外 構 関 係	スロープ、フェンス、ポール
		看板、掲示板
	内 装 関 係	建具（サッシ、ふすま、扉等）
		ガラス交換
		畳替え
		天井、壁、床（クロス貼り等）
	外 装 関 係	屋根、壁（防水、左官、板金、塗装等）
	設 備 関 係	電気設備
		給排水衛生設備
		空調設備
	造 園 関 係	公園遊具、公園施設
	そ の 他	上記に分類されない工事、修繕
委 託	樹木管理関係	植栽、剪定、伐採、除草
	そ の 他	上記に分類されない委託

第 1 号様式（第 5 条関係）

小規模工事等受注希望者登録申請書

綾瀬市が発注する小規模工事等の登録名簿に登録を希望するので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。また、この申請書及び添付書類の記載事項に関し、公表する場合にはこれを承諾します。

登録を希望する工事等の種別

業 種	コード	種 目（ 主 な 例 示 ）	登録希望
土 木 関 係	A	①側溝、路面 ②整地	
建 築 関 係	B	建築物（①木造 ②鉄骨造）	
外 構 関 係	C	①スロープ、フェンス、ポール ②看板、掲示板	
内 装 関 係	D	①建具 ②ガラス交換 ③畳替え ④天井、壁、床（クロス貼り等）	
外 装 関 係	E	屋根、壁（①防水 ②左官 ③板金 ④塗装）	
設 備 関 係	F	①電気設備 ②給排水衛生設備 ③空調設備	
造 園 関 係	G	①公園遊具 ②公園施設	
樹木管理関係	H	①植栽 ②剪定 ③伐採 ④除草	
そ の 他	I	上記に分類されない工事等（具体的に工事内容等を記入してください。）	

※ 登録希望欄には、登録を希望する種目の番号（その他の場合は○）を記入してください。

年 月 日

（宛先） 綾 瀬 市 長

（ふりがな）
商号又は名称 _____
（ふりがな）
代表者職氏名 _____
所在地（本店・本社）
〒 2 5 2 -
綾瀬市
電話番号
F A X 番号

第2号様式（第5条関係）

業 務 概 要 書

①営業年数	年							
	複数の業種の登録を希望する場合は、以下のそれぞれについて記入してください。（A－①、B－①等は「登録を希望する工事等の種別」中のコード及び種目に対応します。）							
	A－①	年	A－②	年	B－①	年	B－②	年
	C－①	年	C－②	年	D－①	年	D－②	年
	D－③	年	D－④	年	E－①	年	E－②	年
	E－③	年	E－④	年	F－①	年	F－②	年
	F－③	年	G－①	年	G－②	年	H－①	年
	H－②	年	H－③	年	H－④	年	I	年
②取得している 許可・資格等	建設業許可	有 無						
		有の場合 (般 ・ 特) 第 号 種類 ()						
	その他	(具体的に記入してください。)						
③従業員数	人							
④年間工事完成高	千円							
⑤最も得意として いる業種	(複数の業種の登録を希望する方のみ記入してください。)							
⑥得意としている 具体的仕事内容	(自由に記入してください。)							
登録申請担当者 連絡先	(ふりがな) 担当者氏名 電話番号							

第 3 号様式（第 9 条関係）

小規模工事等受注希望者登録変更届

年 月 日

（宛先） 綾 瀬 市 長

（ふりがな）

商号又は名称 _____

（ふりがな）

代表者職氏名 _____

所在地（本店・本社）

〒 2 5 2 ー

綾瀬市

電話番号

F A X 番号

次のとおり変更しましたのでお届けします。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日